

工事サービスの購買条件

第1条 サービスの内容

乙は、注文書記載の工事内容を工事サービス（以下、「サービス」といいます。）として甲に提供します。

第2条 「サービス」の完了、検査および引渡し

- 乙は「サービス」を完了したときは甲に書面で通知します。甲は、設計図書に適合していることを検査し、乙の通知日から30日以内に、乙に対し書面にて可否を通知するものとします。
- 完了した「サービス」が設計図書に適合しないと甲が判断した場合には、修補の必要性、内容および期間について甲と乙が協議します。修補が行われた場合の検査についても、本条に従います。
- 本条の検査の合格をもって、契約の目的物の引渡しが完了したものと、この時点をもって乙から甲に所有権が移転します。
- 甲と乙は、仮設物の取り払いおよび後片付けなどの処置につき協議のうえ定めます。

第3条 支払い

- 甲は、工事に係る請求書を当月末日までに提出したもののについて、工事の代金を当月末日に締め、翌々月末日までに銀行振込により乙に支払うものとします。消費税は別途加算され請求されます。尚、振込手数料は甲の負担とします。
- 甲の帰すべき事由により料金の全部又は一部を前条1)項及び2)項の支払約定日までに支払うことができない場合、乙は、甲に対し、支払約定日の翌日より支払いの日までの日数に応じ、料金のうち、支払いが行われていない料金に対し年利3%（甲乙間における本契約が下請法における下請取引となる場合、支払約定日の翌日より支払いの日まで年利14.6%）を乗じて計算した金額を遅延損害金として請求することができます。遅延損害金に1円未満の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てるものとします。

第4条 契約不適合

甲は、「サービス」の結果について、種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものであることを第2条第3項に定める所有権移転の日から起算して一年以内に、発見したときは、乙に対して速やかに通知し、その修補ないしは代替品の納入を請求し、又は修補ないしは代替品の納入と共に損害賠償を請求することができる。

第5条 機密情報

- 本契約において「機密情報」とは、本契約に関連していずれかの当事者が相手方に対し、(1)機密と明記のうえ開示した情報、(2)口頭で機密と告げたくて開示した情報のうち、開示後14日以内に文書により機密である旨を通知した情報、及び(3)営業秘密（不正競争防止法第2条第6項の定義するもの）を意味するものとし、「開示当事者」とは、本契約にもとづき機密情報を相手方に開示する当事者、「受領当事者」とは、機密情報の開示を受ける当事者をそれぞれ意味するものとします。
- 受領当事者は、開示当事者から開示を受けた機密情報を善良な管理者の注意をもって、受領後5年間、機密するものとし、業務上の必要がある自社又は「関連会社」の従業員以外には、開示又は使用させないものとします。
- 本契約は、受領当事者が保有する次の各号にかかげる情報には適用されません。
 - 機密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - 独自に開発した情報
 - 第三者から正当に入手した情報
 - 受領当事者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
- 受領当事者は、本契約が終了したとき又は開示当事者が請求したときはただちに、開示当事者の機密情報を含むすべての資料を返還又は破棄するものとします。
- 「関連会社」とは、次の各号にかかげるものをいいます。
 - 甲又は乙の議決権付株式又は証券の半数以上を直接又は間接に所有又は支配している法人その他の団体
 - 前号所定の団体が、議決権付株式又は証券の半数以上を直接又は間接に所有又は支配している団体

第6条 著作権

本契約に基づき乙が作成する設計図書、報告書及びその他の資料（以下併せて「資料」という）の著作権は乙が専有します。

第7条 履行遅滞

乙の帰すべき理由によりサービス期間内に契約の目的物を甲に引渡すことができない場合には乙は、遅滞日数1日につき「サービス」料金から工事の出来形部分と搬入済の工事材料に対する「サービス」料金相当額を控除した額の千分の一に相当する金額の違約金を、損害賠償に代えて支払います。

第8条 第三者損害

乙の提供する「サービス」に伴い発生する騒音、地盤沈下または地下水の断絶等により、第三者に人身障害または不動産もしくは有体動産の損害が生じ、当該第三者から甲が損害賠償等の請求を受けた場合には甲が書面で速やかに

請求の事実および内容を乙に通知し、かつ、乙がその防御および和解交渉に十分な権限をもつ場合に限り、乙は、甲を防御し、かつ、確定した損害賠償額、及び弁護士費用を含むその他の費用を負担します。

第9条 損害賠償

乙の責に帰すべき事由により甲に損害が発生した場合、乙は、請求の原因を問わず甲に生じた一切の損害を賠償するものとします。

第10条 権利義務の譲渡等

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なしに、本契約から生じる権利、義務を第三者に譲渡もしくは移転することはできません。

第11条 設計の疑義、条件の変更

設計図書および仕様書等に疑義がある場合または「サービス」の条件に変更が生じた場合は、甲または乙は書面をもって相手方に通知し、「サービス」の内容、期間または料金を変更する必要がある場合は協議のうえ書面にて定めます。

第12条 「サービス」の変更および「サービス」期間の変更

- 甲は、乙に対し、「サービス」の通知もしくは変更または「サービス」期間の変更を求めることができます。
- 乙は、正当な理由がある場合には甲にその理由を明示して「サービス」期間の延長を求めることができます。延長日数は甲と乙が協議して定めるものとします。

第13条 「サービス」料金の変更

- 次の各号のひとつにあたるときは甲または乙は相手方に対して「サービス」料金の変更を求めることができます。
 - 「サービス」の通知または変更があったとき。
 - 法令の制定・改廃・経済事情の激変等によって、「サービス」料金が適当でないと認められるとき。
- 「サービス」料金を変更する場合は甲と乙が協議のうえ「サービス」の追加、変更部分について再見積り変更金額を定めるものとします。

第14条 「サービス」の中止と解約

- 甲は、必要により、「サービス」を中止または解約することかできます。ただし、乙は既に生じた費用について甲に補償を求めることができます。
- いずれの当事者も、次の各号のひとつにあたるときは、「サービス」を中止させ、または、本契約を解約することができます。
 - 「サービス」が工程表より著しく遅れ、「サービス」期間内または期限後相当期間内に、「サービス」を完成する見込みがないと認められるとき。
 - 他の当事者が本契約に違反し、相当の期間を定めて書面で催告したにもかかわらず正処置が講じられないとき。
- 「サービス」が解約された場合には、一定期間を定め、工事の出来形部分及び有償支給材料を含む購入済みの工事材料の引き取りについて甲乙協議するものとします。
- 甲または乙は相手方の資産、信用または事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると認められるときは、書面による通知をもっていつでも本契約を解約できます。

第15条 紛争の解決

本契約について当事者間に紛争が生じた場合は東京地方裁判所を合意上の専属管轄裁判所とします。

第16条 その他

- 甲は、設計図書において甲が提供するものと定められた施工上必要な建物等を、施工上必要と認められる日（設計図書に特別の定めがある場合は、その定められた日）までに確保し、乙の使用に供するものとします。
- 乙が「サービス」の全部または一部を乙の選任した工事業者によって行わせる場合は、甲の書面による事前同意を得るものとします。この場合、乙は、当該第三者との契約において、本契約に基づく乙の義務と同等の義務を第三者に負わせるとともに第三者の行為につき甲に対し、直接責任を負うものとします。
- 本契約において別に定める場合を除き、本契約は両当事者が記名捺印する書面によってのみ変更できます。
- 本契約が解約または終了した場合であっても、第4条「契約不適合」、第6条「著作権」、第8条「第三者損害」、第9条「損害賠償」、第10条「権利義務の譲渡等」および第15条「紛争の解決」は有効に存続するものとします。
- 乙が、労働災害補償保険に加入していない場合には、乙が当該保険に加入していない結果、甲の蒙った損害を補償するものとします。
- 本契約に関して疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。
- 本契約に基づいて行われる取引は、日本国法に準拠とします。

(2020.04.01) B04-01-3